

## ○ 簡易宿泊施設提供事業（平成19年度開始）

目的： 県内町村の都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場として、日常生活を営んでいる生活困窮者等に対し、予算の範囲内で一時的な宿泊場所（旅館等）の提供等必要な援護を行うことを目的とする。

対象者： 町村の区域に起居するホームレス又はホームレスになるおそれのある者で、当該町村を所管する県福祉事務所長が、緊急一時的に宿泊施設の利用を必要と認めた者とする。

（平成19年度実績）

福祉事務所	人数	期間	現在地	備考
海部福祉事務所	1人	H19.8.13～14（1泊2日）	蟹江町	
知多福祉事務所	1人	H19.9.20～21（1泊2日）	東浦町	
計	2人			

（平成20年度実績）

福祉事務所	人数	期間	現在地	備考
知多福祉事務所	1人	H21.1.16～21（5泊6日）	武豊町	
尾張福祉事務所	1人	H21.3.12～3.16（4泊5日）	東郷町	
	1人	H21.3.12～3.20（8泊9日）	東郷町	
知多福祉事務所	1人	H21.3.16～21（5泊6日）	武豊町	
計	4人			

※平成21年10月からはホームレス緊急一時宿泊事業で実施。

## ○ ホームレス緊急一時宿泊事業（平成21年10月実施）

目的： 解雇や派遣労働者の雇い止め等によるホームレスの増加に対応するため、旅館等の借り上げによる緊急一時的な宿泊施設を提供し、愛知県ホームレス巡回相談員(以下「巡回相談員」という。)による就労自立に向けた支援を行うとともに、就労が定着できるよう、就労自立後も継続的な訪問等による相談支援を行うこととする。

対象者： 町村の区域に起居するホームレス又はホームレスになるおそれのある者で、当該町村を所管する県福祉事務所長が、緊急一時的に宿泊施設の利用を必要と認めた者とする。

（平成21年12月21日現在）

福祉事務所	人数	期間	現在地	備考
知多福祉事務所	1人	H21.12.2～4（2泊3日）	東浦町	
東三河福祉事務所	1人	H21.12.8～21（13泊14日）	小坂井町	
計	2人			